『都産健協』会報　第５１号

2026年10月1日

１．巻頭言　『働く人々の健康づくりに向けて』 …… 1
公益社団法人　全国労働衛生団体連合会
会長　田川　博己
２．定期総会概要 …… 3
３．総会記念講演　『小規模事業所を対象にしたストレスチェック制度の概要と動向について』 …… 4
東京大学　名誉教授
一般財団法人　淳風会　理事長
川上　憲人
４．会員機関紹介　『落ち着いた空間で健診から精密検査まで』 …… 6
医療法人財団　綜友会
５．賛助会員機関紹介　『高ストレス者や休職・復職者の医師面接』 …… 7
株式会社日本産業医支援機構
６．都産健協　副会長・事業部会長就任のご挨拶 …… 8
・都産健協 副会長就任　医療法人社団　日健会　専務理事　太田　圭亮
・都産健協 事業部会長就任　一般社団法人　労働保健協会　専務理事　谷島　伸幸



キンモクセイ

働く人々の健康づくりに向けて



公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
会長　田川　博己

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様には、日頃から、公益社団法人 全国労働衛生団体連合会（全衛連）の活動に深いご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。また、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様が健康診断にとどまらず、事業場の産業保健支援に熱心に取り組まれていることに対しまして、深く敬意を表します。

全衛連は、特殊健康診断の適正実施を目指して集った20の健診機関が母体となり、「全国労働衛生検診機関連合会」として1969年に創立しました。その後、現在の名称である「全国労働衛生団体連合会」と改称し、まもなく60年の節目の年を迎えます。この間、労働安全衛生法に

定められた健康診断・事後措置・保健指導の適正実施、専門技術の向上など、高品質な健康診断サービスや産業保健サービスを提供するための基盤整備に取り組んできました。

具体的には、高い精度と安全・安心な健康診断サービスを提供できる施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」や、健診で実施される検査精度や判定の質の評価を行う「精度管理調査事業」等を事業の柱として実施しています。これらの事業は、健康診断を実施する立場である事業者や保険者にも評価・認識されており、健康診断を発注する際の要件にされている場合も多いことから、年々参加する健診機関が増えています。東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の皆様にも広くご参加いただいているものと存じますが、健康診断を適切に実施し、その後のフォローアップを確実に実施することは、健診機関として重要な使命であると思いますので、今後も引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、我が国は、65歳以上の高齢者が社会全体の３割近くとなり、「超高齢化社会」となっておりますが、そのような中、65歳以上の方々の４人に１人が就業しておられます。このような高年齢労働者の増加など、人々の働く環境が変化している中、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進することを目的として、昨年５月に労働安全衛生法が改正され、令和10年４月から全ての事業場でストレスチェックの実施が義務付けられるほか、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施が、事業者の努力義務となりました。さらに、国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できることを目指して、政府では「攻めの予防医療」を推進することとされており、厚生労働省で開催された検討会においては、がん、女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患の早期発見・早期治療を進めるための方策が検討されています。

このような国の動きは、いずれも、健診機関に対して、国民の健康保持・増進に重要な役割を果たすことが期待されています。全衛連では、これらに対応するため、研究会の開催、会員相互の情報交換、厚生労働省の検討会での情報発信を行うなどの取り組みを行っておりますが、今後も引き続き、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の皆様方と連携を図りつつ、国民、とりわけ働く方々の健康の保持・増進に向けた事業を行っていきたいと考えております。

今後の東京都産業保健健康診断機関連絡協議会及び会員の皆様の益々のご発展をお祈り申し上げます。

定期総会概要

都産健協　2026年度役員会・定期総会レポート



2026年度定期総会の様子

5 月12日（火）、文京区民センターにて2026年度役員会・定期総会を、70名を超える会員機関の方にご参加をいただき開催しました。



都産健協　柳澤信夫会長

定期総会では、都産健協 柳澤信夫会長の開会挨拶の後、来賓として東京労働局労働基準部健康課課長の成田光志様、そして東京産業保健総合支援センター副所長の恒吉恵美様をお招きしてご挨拶をいただきました。



東京労働局労働基準部健康課
課長　成田光志様



東京産業保健総合支援センター
副所長　恒吉恵美様

その後、2025年度事業報告及び収支決算について、2026年度事業計画及び収支予算について、役員・部会等の改選人事案件について、新規入会及び退会機関について、東京都労働保険事務組合連合会委託先事業所の健康診断の継続について審議・報告をし、役員会の原案通り承認され、最後に小林登副会長からの閉会挨拶で終了しました。

総会後には記念講演として東京大学名誉教授一般財団法人淳風会理事長 日本産業衛生学会理事長ならびに日本産業ストレス学会理事長を歴任された川上憲人先生より「小規模事業所を対象にしたストレスチェック制度の概要と動向について」と題してご講演をいただきました。

終了後は後楽園飯店にて懇親会を行い、活発な交流と情報交換の場となりました。



都産健協　小林登副会長



東京大学名誉教授
川上憲人先生



総会後の懇親会

総会記念講演

『小規模事業所を対象にしたストレスチェック制度の概要と動向について』



東京大学　名誉教授
一般財団法人　淳風会　理事長　川　上　憲　人

１．法改正の背景と小規模事業場への義務化

従来のストレスチェック制度は2015年の施行以降、50人以上の事業場に義務付けられていた一方、50人未満の小規模事業場については、プライバシー保護への懸念などを理由に当分の間は努力義務とされていました。しかし、事業場における健康情報保護規程の整備といった環境変化やメンタルヘルス不調を未然に防止する重要性は規模に関わらず、一様であるとの認識から労働安全衛生法などの一部を改正する法律が成立しました。これにより50人未満の事業場に対する努力義務から本来の実施義務へと戻ることが決定しました。円滑な制度改正への対応に向け、最大３年間の準備期間（猶予期間）を設けるとともに専用のマニュアル作成や地域産業保健センター（地産保）の体制強化が進められています。

２.「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」の要点と実務

小規模事業場に特化して公表された実施マニュアルでは、制度の趣旨が早期発見ではなくメンタルヘルス不調の未然防止である点が強調されています。

２－１．対象者と実施義務者

対象者は一般定期健康診断と同様に「常時使用する労働者」であり、派遣労働者は派遣元に実施義務があります。高ストレス者からの申出があった場合、医師による面接指導は義務となります。なお、50人未満の事業場では労働基準監督署への実施結果報告は不要とされています。

２－２．外部機関委託の原則とプライバシー保護

小規模事業場特有の人間関係に配慮し、労働者のプライバシー保護を徹底するため、原則として外部機関（検診機関やメンタルヘルスサービス機関など）への委託が推奨されています。社内には事務を回す「実務担当者」を置くもののストレスチェックの個人票を直接取り扱う「実施事務従事者」は社内には置かず外部機関に担わせる体制が基本です。契約時には「サービス内容事前説明書」を用いて、料金体系や情報管理、結果の保存年数などを事前に明確化することが推奨されます。

２－３．面接指導および調査票の運用

調査票は原則として57項目が推奨されますが、事業者の判断で23項目の簡略版も選択可能です。未受検者に対する受診勧奨は、委託先機関が直接行う方法と事業者が受検者リストを基に未受検者を特定して行う方法のいずれも認められています。ストレスチェックの結果は労働者本人に直接通知され、事業者は個人のストレスチェック結果を入手しないことが原則です。労働者が面接指導を申し出る際に事業者が個人のストレスチェック結果の提出を受けて確認することは想定されていません。また、労働者が直接事業者に申し出るだけでなく、検診機関などの外部機関を経由して申し出るルートも認められています。面接指導結果は５年間保存することが義務付けられています。

３．職場環境改善の今後の展望と「心の健康」投資

集団分析および職場環境改善の義務化については、履行基準の明確化の難しさなどを理由に見送られ全規模一律で努力義務として据え置かれました。小規模事業場においては、個人の特定を防ぐため、受検者数が10人を下回る場合には集団分析はしないとマニュアルに記載があります。しかし、国会からの付帯決議では将来的な義務化の可否を含めた継続検討が行政への宿題とされておりその重要性はむしろ積極的に推

進される位置付けにあります。小規模事業場における職場環境改善は、良好な経営や人材流出防止のためという経営・人事視点を持つこと、そして産業保健専門職や社会保険労務士などの外部支援を活用することが成功の鍵となります。また、ミーティングを通じた従業員参加型の手法やあいさつの励行といった、負担の少ないスモールステップでの好事例を国が提供する無料のツールを用いて実践していくことが有効です。さらに近年は、メンタルヘルス対策を企業リスクの軽減とリターンの向上をもたらす、「心の健康」投資と捉える動きや安価で多様な外部サービスをウェブサイトで検索できるカタログの公開など健康経営と連動した支援環境も整いつつあります。小規模事業場においては、義務化されるストレスチェックを単発の業務で終わらせず、心の健康づくり計画のPDCAサイクルに組み込み、総合的なメンタルヘルス対策の一環として発展させていくことが求められています。

会員機関紹介

落ち着いた空間で健診から精密検査まで

医療法人財団　綜友会



医療法人財団綜友会は、1988年４月に臨海クリニックを開院して以来今日に至るまで、地域医療に貢献し、皆さまに信頼され、安心してご利用いただける医療機関を目指して、医療サービスの提供に努めてまいりました。巡回健診では、企業や学校、官公庁ほかお客様からの多種多様なご要望――特殊健康診断や各種ワクチン接種、婦人科健診等々の検査項目から実施場所の細かな条件、結果帳票まで可能な限り応えるべくカスタマイズして創意工夫しております。施設部門では、現在２拠点のクリニックを有し、地域密着をモットーに医療安全への十分な配慮を行いながら、スムーズでストレスの少ない受診をしていただけるような運営を心がけております。また、2024年４月には、2017年に開院した新宿野村ビルメディカルクリニックを移転し、新宿ファーストタワークリニックとしてリニューアルオープンいたしました。以下にて示しますとおり、受診者様が安心して寄り添える質の高い医療・検査を実現するべく、日々精進しております。

【快適に受診できる環境の構築】

西新宿のオフィス街にありながら、男女別専用スペースを設け、検査ごとに階段等での移動もないワンフロア構造です。個人のスペースを尊重した十分な空間を確保し、快適性を損なわない施設となっております。

加えて、感染対策を考慮し健康診断と分離した外来診療を併設しており、検査で異常が発見された場合の即時対応だけでなく、発熱外来にも対応できます。医療連携の強化にも努め、高度医療の大学病院や専門医へのご紹介も円滑に行えます。

【充実した医療機器と検査体制】

MRI・CTともに高精度の機器で圧迫感の少ない大口径型を選択し、検査音も静音設計で快適な検査空間を実現しています。MRIを利用した放射線被ばくのないDWIBS検査も可能で、無痛乳がん検査はご好評をいただいております。そのほかの検査でも最新の機器を取り揃え、精度の高い検査体制を整えています。

綜友会は医療機関として、人々が心身ともに健康である社会を目指すとともに、職員もまた心身ともに健康であれるよう充実感と意義をもって働ける環境を整備してまいります。今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



賛助会員機関紹介

高ストレス者や休職・復職者の医師面接

株式会社日本産業医支援機構

私どもの主たる業務は札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の営業所を中心とした日本全国での「産業医の業務の受託」です。特色は例え産業医の先生が業務未経験であっても、「1社目の壁」を乗り越えられるように産業医一人ひとりに伴走しながら支援する7年～15年超えの担当者が付いていることです。

それ以外では、再来年の「50人未満の事業場でのストレスチェック義務化」をふまえた今後の展開として2点を考えています。基本的にはストレスチェックの業務は専門のみなさんにお任せし、我々は全国での「ストレスチェック後の高ストレス者の医師面接」に特化していきたいと考えています。

そしてもう一つはストレスチェック制度の開始で、中小企業の目がメンタルヘルスに向けられることと、実際に中小企業からのメンタルヘルスの休職・復職面接の依頼が増えていることに対して、「精神科医らによる医師面接と意見書の作成」をさらに強化していくことです。



健診機関のみなさまの中にも、メンタルヘルス関連でクライアントさんへの対応に困られる例が増えてきているとお聞きしました。本社や本店だけでなく全国の支店・営業所・工場などでの「精神科医らによる医師面接と意見書の作成」をスポットでも対応しています。

ただ、スポットで対応するといっても、その事業場の業務の中身や面接対象者の従業員がどのような社歴や立ち位置であるのか、これまでの社内での経緯や会社や上司が本人をどうしたいと考えているのか、主治医の診断書、労働時間や健康診断結果だけではなく、会社の就業規則の休職・復職規定がどうなっているか、両立支援カード等への対応が出来ているのかなど、かなり細かい事前ヒアリングなどを行います。

ご本人との面談は30分～60分おこないますが、その前後に希望があれば人事労務担当者や社労士など関係者との打合せをおこなうこともあります。

副会長就任のご挨拶

副会長就任のご挨拶



医療法人社団　日健会
専務理事　太　田　圭　亮

この度、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の副会長に就任いたしました、医療法人社団日健会 日健クリニックの太田でございます。副会長という大役を拝命し、身の引き締まる思いでございます。

本協議会は、産業保健の向上と健康診断機関の連携強化を目的として、長年にわたり重要な役割を果たしてまいりました。

「人生100年時代」と呼ばれる今日、医療技術の進歩に伴い日本の平均寿命は伸び続け、100歳を超える長寿者も珍しくない時代となりました。高齢就労者の増加が見込まれるこれからの社会において、生活習慣の管理はもちろんのこと、人間ドックをはじめとする自主健診を通じ、自覚症状のない「未病」の段階で早期発見・早期治療へと繋げることがきわめて重要となります。こうした取り組みこそが、働く人々の健康維持と、国の保健医療費適正化（削減）に貢献するものと確信しております。

微力ではございますが、本協議会のさらなる発展と地域の健康増進に寄与できるよう、尽力してまいる所存です。会員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

事業部会長就任のご挨拶

都産健協事業部会長就任のご挨拶

一般社団法人労働保健協会
専務理事　谷　島　伸　幸

このたび、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の事業部会長を仰せつかりました一般社団法人労働保健協会の谷島でございます。微力ではございますが、当協議会の事業運営に最善を尽くす所存でございます。前任者同様、格別のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

当事業部会における主要な取り組みとしては、会員の皆様にご協力いただいた健診データを基にする「職域健康診断における有所見率状況調査報告」の作成や、産業保健関係機関および医療系大学の諸先生方をお招きした研修会の開催などが挙げられます。

現在、政府が推進する「人生100年時代構想」や「高年齢者雇用安定法改正」などを背景に、職域におけるシニア層の就業者割合は年々増加傾向にあります。こうした働く人々の年齢構造の変化により、私たち事業部会が果たすべき役割と責任は、ますます大きくなるものと痛感しております。

会員の皆様におかれましては、今後とも各種調査や事業への変わらぬご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

『都産健協』会報第51号
2026（令和８）年10月１日発行
発行人：栁澤　信夫

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
事務局連絡先：東京都文京区西片1-15-10（医社）同友会
TEL03-3816-2250　FAX03-3818-9277
事務局責任者　渡辺　新吉